

許可番号00424015584

産業廃棄物処分業許可証

住 所 青森県弘前市大字神田五丁目4番地5
氏 名 株式会社青南商事
代表取締役 安東 元吉
法人にあつては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 令和3年9月15日
許可の有効年月日 令和8年9月14日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分一破碎、切断

産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(破碎)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。)

(2) 中間処分(切断)

廃プラスチック類 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分一破碎施設

設置場所 宮城県塩竈市貞山通一丁目45番20号

許可年月日 平成17年11月28日

設置年月日 平成18年6月25日

許可番号 04-27-0

処理能力 廃プラスチック類 348.8トン/日(43.6トン/時間 8時間稼働)

紙くず 276.8トン/日(34.6トン/時間 8時間稼働)

木くず 276.8トン/日(34.6トン/時間 8時間稼働)

繊維くず 188.8トン/日(23.6トン/時間 8時間稼働)

ゴムくず 328.8トン/日(41.1トン/時間 8時間稼働)

金属くず 405.6トン/日(50.7トン/時間 8時間稼働)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 300.8トン/日(37.6トン/時間 8時間稼働)

がれき類 249.6トン/日(31.2トン/時間 8時間稼働)

[WEB公開用]こちらの許可証写は新規契約書締結時に使用しないでください。

施設の種類 中間処分一切断施設
設置場所 宮城県塩竈市貞山通一丁目45番20号 外
設置年月日 平成18年6月25日
処理能力 廃プラスチック類 47.76トン/日 (5.97トン/時間 8時間稼働)

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成18年9月15日許可
平成23年9月15日更新許可
平成28年9月15日更新許可
令和3年9月15日更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ④無